

質問書

2023年11月27日

Bangladesh国社会保障セクターに係る情報収集・確認調査（QCBS - ランプサム型）
（公示日:2023年11月15日／公示番号 23a00712）について、質問と回答は以下の通りです。

通番号	当該頁項目	質問	回答
1	P.2 第1章 3.(4) 契約履行期間（予定） および P.16 第2章 第4条 (2) 調査実施体制	P2 の(4)契約履行期間（予定）には、「2024年2月～2024年8月」とあり、P16には、「(2) 調査実施体制 調査の開始時には国内業務期間を配置し、渡航は2024年2月及び6月頃の二回を予定している。」とあります。これらを認識すると、契約締結後、すぐに現地渡航をすることを想定しているという理解でよろしいでしょうか。	2024年3月に予定されるラマダンを避け、24年3月までの年度内に一度目の渡航が可能となるようなスケジュールを想定していますが、実際の渡航時期について JICA の安全対策措置等も参考に適宜ご相談させて頂く想定です。
2	P.17 第2章 第4条 (3) 業務履行の確認プロセス および P.27 第3章 2.(1) 業務工程	または、(3) 業務履行の確認プロセスでは、「特に以下の段階においては、必ず発注者と打合せを行ったうえで、完了した業務内容とその後の業務方針について確認を得ることとする。ア) インセプション・レポート(案)に係る協議 イ) 現地作業の為の渡航前の対処方針会議 ウ) 現地作業開始時 エ) 現地作業終了時 オ) 第1次及び第2次国内作業	インセプション・レポートに関しましては、ご理解の通りです。また、ドラフト・ファイナル・レポートについては、第2次現地調査結果のみならず、第1次現地調査及び第1次国内調査結果を踏まえ作成いただけますようお願いいたします。他方、通番号1に関連して、インセプション・レポートの提出時期については、実際の現地渡航時期も鑑み、適宜ご相談させて頂く想定です。

		<p>および現地作業結果を踏まえ策定した支援・協力案に係る協議（カ）オ）の協議結果および追加情報収集を踏まえ、加除修正した支援・協力案に係る協議（キ）ドラフト・ファイナル・レポートに係る協議」とあり、P.27の（1）業務工程では、「2024年2月上旬より業務を開始し、下記の期日までにそれぞれの報告書を提出する。1）インセプション・レポート：2024年3月1日まで 2）ドラフト・ファイナル・レポート：2024年7月12日まで 3）ファイナル・レポート：2024年8月15日まで」とあります。インセプション・レポートは、第1次国内調査（渡航前）と第1次現地作業結果を反映させたレポート、ドラフト・ファイナル・レポートは、第2次現地調査の内容を反映させたレポートということになりますでしょうか。</p>	
3	P.17 第2章 第4条（3）業務履行の確認プロセス	<p>P17の脚注にある「定量的な成果指標及びその調査方法をインセプション・レポート及びプロポーザルで提案すること」について、定量的な成果指標は調査の方法・進捗を確認するための指標ですか。</p>	<p>脚注に記載の内容は、調査の方法・進捗を確認するための指標ではなく、バングラデシュ国の社会保障制度をより理解するための成果指標や調査方法を指しています。</p>
4	P.22 第2章 第6条（4）調査報告書	<p>P22の②に「各種報告書は、バングラデシュ</p>	<p>各種報告書については P27 に記載のとおり、イ</p>

	<p>作成にあたっての留意事項</p>	<p>政府への提出に先立ち」とありますが、各種報告書とは何を指していますでしょうか。また、各種報告書は、調査団から先方政府に提出するよりも、貴機構から提出する、情報提供すると考えたほうが、調査の運用上適切に考えますが、いかがでしょうか。なお、ドラフト・ファイナル・レポートの貴機構への提出が、第2回目の現地渡航後であることを考えると、本件業務で、最終的に提出する支援案は、バングラデシュ政府の合意なしの調査団としての意見として提出するもの理解しておりますが、この理解でよろしいでしょうか。</p>	<p>ンセプション・レポート、ドラフト・ファイナル・レポート、ファイナル・レポートに加え、先方政府への説明資料（パワーポイント含）等です。JICA で確認及び打合簿の締結後、調査団側からの共有もしくは JICA 側から関係機関へ共有いたします。共有方法については都度相談させていただきます。ドラフト・ファイナル・レポートについては、必要に応じて、関係省庁及び実施機関へのオンラインでの説明等を想定しております。</p>
5	<p>P.26 第3章 1. (1) コンサルタント等の法人としての経験、能力</p>	<p>P26 の「(1) コンサルタント等の法人としての経験、能力 1) 類似業務の経験 評価対象とする類似業務: 社会保障分野の ODA 事業に係る各種支援業務 なお、脆弱層支援に係る各種支援業務の経験を有することが望ましい。」とあります。こちら、類似業務が、「各種支援業務」ということは、調査や評価の経験よりも、技術協力プロジェクトの経験の方が、高く評価されると理解しましたが、この理解でよろしいでしょうか。</p>	<p>特段ご照会の内容を意図した記載ではありません。業務の形態にはとらわれず、プロポーザルに記載された業務内容から類似性を評価いたします。</p>

6	P.29 第3章 2. (5) 対象国の便宜供与	P15 の 6 条(4)関係機関として社会福祉省が挙げられていますが、本案件に関わる具体的な担当部署・担当者は現状決まっていないという理解でよろしいですか。	ご理解のとおりです。記載のとおり社会保障に携わる関連省庁は多岐に渡ることから、本調査の中で、各機関の役割やコンタクトパーソン等の情報収集も行って頂く予定です。
---	--------------------------	--	---